

呉市電気需給一般競争入札（事後審査方式）試行要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市の庁舎、公共施設等で使用する電気需給に係る入札において、試行的に実施する事後審査方式（入札に参加する者に必要な資格の審査を開札の終了後に行う方式）による一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（入札に参加する者に必要な資格）

第2条 一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次の条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 呉市物件の買入れ、業務委託等に係る入札参加者等の選定に関する規程（平成15年呉市訓令第7号）第8条に規定する有資格業者名簿の登録（以下「呉市入札参加資格」という。）において品目・業種分類「電力供給」に登録していること。
- (3) 呉市入札参加資格者指名停止要綱（平成9年4月1日実施）に基づく指名停止の措置又は指名停止に至らない事由に関する措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生手続又は再生手続の開始の申立て（更生手続開始後又は再生計画の認可決定後、呉市入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）がなされていないこと。
- (5) 呉市税の滞納がないこと。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業を営むことができる者であること。
- (7) 本市の指定する日から送電をすることが可能であること。

2 前項の資格は、別に定めがある場合を除き、一般競争入札に係る公告の日から落札決定の日までの間のいずれの日においても満たしていなければならない。

（入札の公告）

第3条 市長は、呉市契約規則第4条に規定する事項のほか、次に掲げる事項を併せて公告するものとする。

- (1) 入札書及び入札内訳書（以下「入札書等」という。）の提出方法
- (2) 入札書等の提出期限
- (3) 入札書等の提出先
- (4) 条件に違反した入札を無効とする旨
- (5) その他市長が必要と認める事項

（入札の方法）

第4条 入札参加者は、提出期限までに、入札書等を提出先に直接提出するか、郵送する場合は一般

書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により行うものとする。

- 2 入札書等の提出に当たっては二重に封入することとし、内封筒に入札書等を入れ、封かん、封印し、当該封筒の表側に入札件名、開札日、入札参加者の所在地、名称のほか入札書在中の旨を朱記し、外封筒については、封かんの上、入札書在中の旨を朱記するものとする。
- 3 入札書記載金額は、契約希望単価で積算した契約期間に係る予定総額とする。
- 4 入札者が1者であっても、入札を執行するものとする。
- 5 入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- 6 呉市入札心得第2項の規定により無効となる場合のほか、次に掲げる入札は、これを無効とする。
 - (1) 公告で示した入札書等の提出期限を過ぎて提出された入札
 - (2) 封筒に所定の記載若しくは封印がなく、又は誤った記載がなされた入札
 - (3) 記名押印に係る商号等名称、代表者の職・氏名、所在地、使用印鑑等が呉市入札参加資格の認定に係るものと異なり、意思表示が不明瞭である入札
 - (4) 必要な記載事項を確認できない入札
 - (5) 入札書記載金額と入札内訳書の合計金額が異なる入札
 - (6) その他入札に際して不正な行為があった者の入札
- 7 市長は、前項の規定により入札参加者の入札を無効としたときは、当該入札参加者に対して、その旨を通知する。

(入札書等の保管)

第5条 市長は、提出期限までに提出された入札書等について、外封筒を開封して内封筒の表書、封印及び記載内容を確認し、開札日時まで厳重に保管しなければならない。

(開札の立会)

第6条 入札参加者は、開札に立ち会うことができる。

- 2 入札参加者は、開札場所に入場しようとするときは、別に定める開札参加届を持参し、提出しなければならない。
- 3 入札参加者は、開札時刻後においては、開札場所に入場することはできない。

(開札及び落札候補者の決定)

第7条 開札は、第3条の規定による公告等において示す日時及び場所で行う。

- 2 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とする。
- 3 最低価格入札者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定しなければならない。この場合において、当該入札者のうち開札等に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これにかえて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(再度入札)

第8条 初度の入札において落札候補者がいない場合、再度入札を行うことができる。

- 2 前項の場合は、初度の開札後速やかに、再度入札の日時等を入札参加者に連絡するものとする。

(入札参加資格の審査)

第9条 市長は、第7条で決定した第一落札候補者に対し、期限を定めて入札参加資格を確認できる書類を提出させるものとする。

2 市長は、入札参加資格の有無について確認をした結果、第一落札候補者が入札参加資格を有していないと認めた場合には、当該落札候補者の行った入札を無効とする。その場合、次順位者を落札候補者とするものとし、前項の規定と同様の手続を行うものとする。

3 落札候補者が第1項の規定による提出期限内に確認資料を提出しないとき又は参加資格審査のために必要な指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

4 市長は、前二項に規定する場合において、当該落札候補者の行為が悪質であると認めるときは、呉市入札参加資格者指名停止要綱に基づく措置を講ずるものとする。

(落札者等への通知)

第10条 市長は、前条に基づく審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、通知する。

2 落札候補者を落札者としなかった場合には、当該落札候補者にその理由を付して通知するものとする。

(入札結果の公表)

第11条 一般競争入札の結果については、呉市ホームページに掲載する方法等により公表する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、一般競争入札に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年9月10日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年12月28日から実施する。